別紙様式第２号（第58条第１項第26号関係）（平18内府令49・平19内府令61・平23内府令33・平29内府令23・一部改正）

投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	年　月　日	投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	年　月　日	資産総額	円

区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減又は追加信託	負債総額	円
				純資産総額	円
受益権口数				受益権口数	
元本額	円	円	円	一単位当たり償還金	円

毎計算期末の状況

計算期	元本額	純資産総額	基準価額	一単位当たり分配金	
				金額	分配率
第　期	円	円	円	円	%
第　期					
第　期					
第　期					
第　期					

信託期間中一単位当たり総収益金及び年平均収益率	円	%

（表示上の注意）

１　受益証券の一単位の口数を注記すること。

２　一単位当たり償還金欄には、投資信託契約の終了時における基準価額を表示すること。

３　「毎計算期末の状況」は、投資信託財産の計算期間の終了前10年分又は投資信託契約期間の終了前10年分について表示すること。

４　基準価額欄には、各期末の基準価額を表示すること。

５　「信託期間中一単位当たり総収益金」は「毎計算期末の状況」に表示された一単位当たり分配金の合計額に、「投資信託契約終了時の状況」に表示された一単位当たり償還金の額を加算した額から一単位当たり元本額を控除した金額を表示すること。

なお、当該金額が負の数の場合には、その旨を明示して表示すること。

６　「信託期間中一単位当たり年平均収益率」は、次の計算式によって算出

した率を表示し、一単位当たり総収益金が負の数の場合には、表示することを要しない。

なお、この場合における信託期間は年数によるものとし、１年未満の端数については、日割計算すること。

［計算式］ $\frac{\text{一単位当たり総収益金}}{\text{信託期間}\times\text{一単位当たり元本額}}\times 100$

7　統合に係る投資信託財産については、統合される投資信託財産ごとに作成すること。この場合における統合時以後の計数は、統合投資信託財産総額について表示すること。

8　親投資信託については、本表の作成を要しない。

9　追加型委託者指図型投資信託又は追加型委託者非指図型投資信託については、５及び６の表示は要しない。

10　委託者非指図型投資信託にあっては、「受益権口数」とあるのは「合同して運用する元本の総額に相当する口数」と、「元本額」とあるのは「合同して運用する元本の総額」とする。